

すなわち、今回の問題に関しまして趣旨説明等々について、もちろん私、退席されておりますから聞くことはできませんけれども、しかしながら、幾つかのことに關しましては十分に誤解に基づくことがあるのではないかと思っております。

まず一番目には、動議の提出者その個人に対しましていかなる誹謗という形でも私は発言をしたというふうに出ておりませんので、そのことそのもの、すなわち議論を打ち切るというふうな異常な事態が発生したことに對する私の批判、あるいはそれに対する私の意見として討論の中で申し述べたということでありまして、そのことそのものは、恐らく誤解に基づくものではないかと思っております。

私といたしましては、先ほど述べました反対討論そのものの内容に關しましていささかの恥じるところも、いささかの削除するところも、あるいは訂正するところもないと思っておりますけれども、そのことそのものが誤解で生じたことと思えます。大変遺憾に思います。それ以上のことはございません。

○議長（末次性男君） 以上で一身上の弁明は終わりました。

お諮りいたします。

本件は統務委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって本件は統務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 以上をもって今日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。

委員会審査のため明二十八日から二十九日までの二日間休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって明二十八日から二十九日までの二日間休会とすることに決定いたしました。

なお、今回の本会議は三月三十日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前六時三分 散会

○ 議事(前次) 議事録を提出し、その内容について、本日の討論に
て申し述べたいものがある。その内容は、前回の討論の中
で、各委員の意見が、大體一致した。その結果、本日の討論
の結果、前回の決議を、本日の決議として、決定する。その
結果、本日の決議は、前回の決議と同一である。その結果、
本日の決議は、前回の決議と同一である。その結果、本日の
決議は、前回の決議と同一である。その結果、本日の決議は、
前回の決議と同一である。その結果、本日の決議は、前回の
決議と同一である。その結果、本日の決議は、前回の決議と
同一である。その結果、本日の決議は、前回の決議と同一
である。その結果、本日の決議は、前回の決議と同一である。
○ 議事(本日の) 議事録を提出し、その内容について、本日の
討論に、申し述べたいものがある。その内容は、前回の討論
の結果、本日の決議は、前回の決議と同一である。その結果、
本日の決議は、前回の決議と同一である。その結果、本日の
決議は、前回の決議と同一である。その結果、本日の決議は、
前回の決議と同一である。その結果、本日の決議は、前回の
決議と同一である。その結果、本日の決議は、前回の決議と
同一である。その結果、本日の決議は、前回の決議と同一
である。その結果、本日の決議は、前回の決議と同一である。
○ 議事(本日の) 議事録を提出し、その内容について、本日の
討論に、申し述べたいものがある。その内容は、前回の討論
の結果、本日の決議は、前回の決議と同一である。その結果、
本日の決議は、前回の決議と同一である。その結果、本日の
決議は、前回の決議と同一である。その結果、本日の決議は、
前回の決議と同一である。その結果、本日の決議は、前回の
決議と同一である。その結果、本日の決議は、前回の決議と
同一である。その結果、本日の決議は、前回の決議と同一
である。その結果、本日の決議は、前回の決議と同一である。

議事録 遠藤 洋一君に対する懲罰勧告

右の勧告を、次の理由により、会議規則の二九條
の一項により提出します。

理由 地方自治法第三十二條の二無礼な言葉により

昭和五十七年二月二十七日

提出者 福生市議会議長

仲村 清信

母井 喜代次

田村 市郎

福生市議会議長
末次 性田 力 殿

昭和五十七年三月三十日福生市議会議場に第一
 出席議員は次のとおりである。
 一回福生市議会 定 例
 会会議録(第八号)
 昭和五十七年三月三十日福生市議会議場に第一
 出席議員は次のとおりである。
 一回福生市議会 定 例
 会会議録(第八号)

一回福生市議会 定 例

会会議録(第八号)

昭和五十七年三月三十日福生市議会議場に第一
 出席議員は次のとおりである。
 一回福生市議会 定 例
 会が開催された。

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 十七番 | 田村市郎君 | 十八番 | 東田正治君 |
| 十五番 | 鈴木藤次郎君 | 十六番 | 末次性男君 |
| 十三番 | 原敏子君 | 十四番 | 村野武男君 |
| 十一番 | 小野沢久君 | 十二番 | 松山清君 |
| 九番 | 森田治男君 | 十番 | 遠藤洋一君 |
| 七番 | 東浦春浪君 | 八番 | 山崎繁三郎君 |
| 五番 | 加藤謹之助君 | 六番 | 村尾栄次君 |
| 三番 | 石川慶一郎君 | 四番 | 高水惣八君 |
| 一番 | | 二番 | 仲村清信君 |

十九番 宮沢良一 君
 二十一番 小林菊三 君
 二十三番 関 米吉 君

二十番 指田保雄 君
 二十二番 貫井喜代次 君
 二十四番 塩野鉄之助 君

一 欠席議員は次のとおりである。

十三番 小堺仁七 君

一 欠員は次のとおりである。

一 なし

会合編纂 (第八号)

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事事務局 本林田 追君

係長

市川昭利 君

主事 島田幸治 君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 長田村匡雄 君

収入役 高水 求 君

企画財政部長 生子国利 君

市民部長 井上久男 君

建設部長 内田和雄 君

監査委員事務局長事務取扱 森田 武 君

助役 古谷徳男 君

教育長 森田 猛 君

総務部長 浅見裕康 君

福祉部長 須崎 進 君

教育次長 八木房雄 君

選挙管理委員会事務局長 篠崎 寛 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十七年第一回福生市議会定例会議事日程（第五日目）

開議日時 三月三十日（火） 午前十時

日程第一 議員遠藤洋一君に対する懲罰動議（審査報告）

午前十時一分 開議

○議長（末次性男君） ただいまから昭和五十七年第一回福生市議会定例会第五日目の会議を開きます。

○議長（末次性男君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 小林菊三君登壇）

○議会運営委員長（小林菊三君） 御指名によりまして、けさほど開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日の日程は、懲罰動議に対する統務委員会の審査報告下

にありますので、即決をお願いすることといたしました。

なお、全員協議会につきましては、本会議終了後に開催するこ

とにいたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上報告いたします。

○議長（末次性男君） ただいま委員長から報告されましたとおり今日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（末次性男君） これより日程に入ります。

日程第一議員遠藤洋一君に対する懲罰動議を議題といたします。

十番遠藤洋一君は除付を願います。

（十番遠藤洋一君退場）

○議長（末次性男君） 本件は総務委員会に付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長石川慶一郎君登壇）

○総務委員長（石川慶一郎君） 御指名がございましたので、本懲罰動議につきまして委員会における審査概要を御報告させていただきます。

なお、お手元にございます審査報告書の朗読は省略させていただきます。

きます。

（動議審査報告書）別添参照

本懲罰動議の審査において各委員に発言を求めましたところ、まず最初に、審査する資料として、三月二十六日の本会議における議案第三十四号中の遠藤議員の討論の内容、懲罰動議提出者の趣旨説明、遠藤議員の一身の弁明の記録の全文並びに昨年第一回定例会中における遠藤議員の不穏当な発言の訂正部分の資料要求等がなされました。事務局よりその資料が提出され、さらに参考として地方自治法第百三十二条の無礼な言葉の判例、事例が提出され、各委員ともこの提出資料に目を通した後、実質審査に入りました。

まず最初に、過日の動議提出者より、過日の趣旨説明に若干の補足をしたい旨の発言がございましたので、それを許可いたしました。その補足説明をかいっまんて申し上げますと、昨年の三月議会でも遠藤議員は不穏当な発言をしている。今回の件は市民クラブとし

ても十分に討議をし、遠藤議員の会派の長とは長時間にわたり十分に相談し、懲罰などということ下なく発言の訂正ということとで話がついたにもかかわらず、遠藤議員は私どもの願いとすべき訂正を不幸にも聞き入れることなく、やむなく懲罰動議を出さざるを得なかったものであるとの説明がございました。

そしてまた各委員よりいろいろと発言がなされたわけでございますけれども、その一つといたしまして、資料として提出された文章を熟読してみると、特段に個人を中傷、誹謗した言葉とは言いがたいと、討論中「大変残念に思っている云々」の発言も、当日の特殊な状況下における発言であり、動議提出者がいろいろと感じられたことはあるとしても、反対者としての気持ちを述べたものと理解できるとし、福東地区の選出議員といえども、これは公選法によるものであろう福生市民が選出されるものであるといふ意味から懲罰はむずかしいと判断すると言った発言もありました。また「動議者」とか、あるいは「福東地区から」とか、だれが聞いても特定個人を誹謗しており、これは陳謝が妥当であると思うとの

発言、あるいはまた一身上の弁明中、「この程度のことでは誤解に基づくもの」と平然と述べているが、人を改めて間違えた、誤解だったというふうなそのようなニアンスもないわけではない。また無礼の言葉とは、相手の気持ちを害することであり、名指しのごとき形で誹謗していると考え、無礼な言葉と解釈する。また今回の件は、特定個人の名を借りて福生市議会にクレームをつけたという判断に立っており、今後の議会運営に支障を来さないためにも、戒告処分が該当するとの発言。あるいはまた、議会制民主主義の上からも、自分だけが反対だからと言っていろいろな人達を傍聴に呼び、しかも議長制止を受ける等々、ともかく話し合いの場をつくろうということではなく壊していく言動が余りにも多いことを残念に思うという意見。さらに基地とスパイ防止法を結びつけること自体はよいとしても、「そういう人を動議者に出したことは非常に悲しい」と言っている。その言い方たるや余りにも人を皮肉り、誹謗し過ぎているとの発言がなされ、大方の意見が出されたところで、委員から遠藤議員を呼んで

らに聞いてはどうかと思うので、その点語っていただきたいとの意見が出され、委員会として語ったところ、呼ぶ必要はないということになりました。その後この程度が懲罰となりますと発言の制約が発生する恐れがあり懲罰は賛成できない。いや明らかに特定個人を誹謗しており懲罰対象となる。これを懲罰にかけなければまた同じことが起こる懸念があるとの相反する発言がありました後、意見も出尽くした感がありましたので、まず懲罰を科すことにフリオお諮りいたしましたところ、懲罰を科すことに決定いたしました次第でございます。

続きまして、委員会としては懲罰の種類としていかような懲罰を科すべきか意見を求めましたところ、ここにおられる議員諸氏は御記憶のことと見えますが、大変残念に思います。このところで笑ひ声が入っている。この笑ひ声にはとても文章では表せない大変無礼な言葉を引用して傍聴者から嘲笑を引き出したという意味から無礼の言葉を使用したという点で、軽いが戒告とされたい。また、相手を侮辱する言論は、たとえ柔かい言葉であっても大きな打撃を与えるものである。俗に打ち身、切

り傷は直りやすいが、言論で受けた傷は直らないという言葉がある。まさにこれに当てはまるので、寛大な措置として最低限の注意をされたい。その他二、三の委員から、今回は戒告が妥当との意見があり、懲罰の種類についてお諮りいたしました結果、お手元に御配付の審査報告書のとおり、委員会といたしました。一番軽い戒告と決定し、戒告文を添付して議長に報告した次第でございます。

以上、委員会の審査概要を申し上げまして、補足説明といたします。

○議長（末次性男君）以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。討論については会議規則第五十一条の規定により、最初に反対者から発言を願います。十二番松山 清君。

（十二番松山 清君登壇）

○十二番(松山 清君) ただいま報告されました議員遠藤洋一君に対する懲罰動議について反対討論をさせていただきます。
初めに私は、遠藤洋一議員と主義主張は違いますが、今回の懲罰について議会制民主主義、こういうものを私は守るという立場から反対討論をさせていただきます。

元来、議会は言論の場であり、活発な言論戦が展開されるべきものでありますことは、私が申し上げるまでもないことであります。したがって、議案の審議を十分に尽くすことは当然のことであり、また発言の機会が十分保証されなければならないこともまた当然のことです。今回の懲罰に至る経過を見ますと、スパイ防止法制定促進の意見書の趣旨説明についての提出者への質疑中における質疑打ち切り動議に対して、反対討論の中でこれについて述べたものであり、懲罰動議等で質疑されてありますような地方自治法と言うところの無礼な言葉に当ってはまるかどうかという点について、私はそういう点に当ってはまらないのではないかと、こういうふうに解釈しているものであります。

今回のようなことで懲罰というふうなことになりますと、今後議会での発言が十分になされないという方向に向うのではないかという恐れを私は抱くものであります。
したがって、今後当市議会がますます活発な議会に、そういうふうになることを希望し、またそのような議会になることを私自身も努力するといふふうなことを表明いたしました。まことに簡単でありますけれども、私の反対討論といたします。

○議長(末次性男君) 次に賛成者六番村尾栄次君。

(六番村尾栄次君登壇)

○六番(村尾栄次君) 賛成討論をさせていただきます。
遠藤議員の本会議における発言に対して懲罰動議が提出され、総務委員会において審議いたしました一員として思いました中で、遠藤議員は議会政治の中の議会ルールを十分理解した上で、わざとそれを無視されていろいろな発言をされているのではないかと思われ、なかなかなのでございます。

本会議の中でも遠藤議員の一身の弁明の中の言葉でこのように
ことを申しつてあります。「幾つかのことに關しまして多分誤解に基づくこ
とがあるのではないかと思つております。まず一番目には動議の提出者
の個人に對し「いかなる誹謗という形でも私は発言したというふう
に思つておりません。そのことそのもの、すなわち議論を打ち切る
というふうな大変異常な事態が発生したことに対する私の批判、あるいはそれ
に對する私の意見として討論の中下述べたということでありまして、
そのことそのものは恐らく誤解に基づくものではないかと思つて
おります」と発言してあります。

以上の発言の中で、遠藤議員は誤った判断をしつておられるのではないかと
いう点が二カ所あるのではないかと思ひます。その一といたしまして、「動議の
提出者その個人に對し「いかなる誹謗という形でも発言したとは思つて
いない」という点下あります。別に遠藤議員の発言等の中において
こう申しつてあります。「特にその動議提出者が、実は騒音で最も悩
んでゐる福東地区選出議員であつたことは大変残念に思ひます」と、そ

して括弧の下に笑声と載つてあります。また別なところで、「國に對して
裁判を行い続けて、静かな夜を返せと訴え続けてきた人が動議を出
したことに深く悲しみを感ずる」とも述べつてあります。そのようなことは
明らかに特定議員に對する誹謗であり、個人的にわたる発言であり、
全く筋違いであり、明らかに百三十二条、無礼の言葉を使用したと解さ
れるものであります。第二といたしましては、「誤解」という言葉でござい
ます。弁明の中に述べられつてあります。「議論を打ち切るといふような
異常な事態が発生したことに対する私の批判、あるいはそれに対する
私の意見として討論の中で申し述べたということでありまして、そのこと
そのものは恐らく誤解に基づくものではないかと思つております」と、要約
いたしますと、打ち切り動議を出されたので、それに対する私の意見
を述べたまでで、これは誤解であるというふうに述べられたのではないかと
思ひます。また、それについて「恥じることもない。削除、訂正の必要も
ない」と述べてゐるわけでありまして、個人的にわ
しかなから、住民の代表であります議員に對しまして、個人的にわ